第５回政策決定会議概要

H29．12．27

出席者

町長、副町長、教育長、石井町民サービス部長、田辺保健福祉部長、芳山まちづくり部長、加藤教育委員会事務局参事、鳥海参事、熊澤上下水道課長、山口総務課長、加藤上下水道工務担当マネージャー、佐野資産税担当マネージャー

１．統合型ＧＩＳ導入（職員提案）方針について

資料に基づき説明

：ＧＩＳありきの話になってしまうが、個別のＧＩＳは分かるが、統合するとなると資料１にあるように、変換や変換不可などがあるが、現在の案だと道路台帳や査定図は案だと思うが、統合型のメリットとなると、例えば道路台帳が入っていないと自分の知っている範囲外では意味が為さなくなってしまうが、開発などの時、業者が道路台帳を調べた後、上下水道課に行って、状況を確認したり、財務課に行って査定の状況を確認したりしているが、統合され、重ね合わせることにより、そういったことが効率化されるのかという観点からの記述がない。地形図は歪められないが、公図は歪めている。今回重ねるとすると公図は歪めてしまうのか？そういったことに対してのデメリットはないのか？

：デメリットして考えているのは、現在数値化されていないものを数値化することによる費用面やそれにかかる労力だと考えている。

数値化されていないとパソコン上はＰＤＦの絵でしかない。どれだけ数値情報として整備できるのかなと考えている。来年度起ち上げるワーキングの中でその辺りは改めて考えていきたい。あくまでも統合型ＧＩＳシステムの核となる部分を整備しないことにはいけない。今回は核となる統合型の部分とそれとアクセス可能となるＧＩＳを結びつけながら徐々に整備していく方向が良いと考えている。

：個別のものを電子化していくのは分かるが、統合すること自体のメリット・デメリットを考えなくてはいけない。例えば水道業者が来たとか開発業者が来て水道を入れる時に、公図と合わなくて、民地の中に官地があるとか、隣との境界線が公図と合っていないとか、その時に誤って官地の中に水道管を入れてしまったり、下水であれば宅内設備だったり。現在は水道は出来ているからそれを見て確認できるし、それから公図を取る。その後に財務に行って境界立会の申請をする。統合型で重ねることができるよとなると、これを見れば水道に行って、すべて大丈夫だとなるが、公図が歪められている訳で、後々に相続が

発生した時などに、立会をしたら、境界が違っていたなどということが起きないか？そういうことも考えながら統合型をどこまでやるのか、それを平成 30 年度に検討していくということか？

：平成 30 年度にワーキングを起ち上げて、何をやっていくのかという細かな運用部分は平成 30 年度に考えていきたいと考えている。

公図の取り扱いについては、数値情報を持っている地籍調査や区画整理、ほ場整備あるいは開発などは歪められているというよりも、実際に現地で立ち会って作られた数値情報を基にした図面であるので、重ね合わせ図の中で表示していくことで問題ないと考えている。

現在数値化されていない公図というのも町内では半分以上はある。これについては相変わらず絵の状況。そういう部分があるということで、利用される方には周知していく必要がある。

：そこの部分はやらないと。元々公図というのは全部、絵だと思っている。水路は何尺とか入っていれば民地的には絵である。地形図というのは歪められない。そういう意味で統合型のメリット・デメリットを細かいところまで見た中で考えてほしい。

コストも考えるという中で、他町の状況を記載しているが、各町で比較条件が異なっている。統一的に比較できるように表にするなどして揃えてほしい。

：大井町と中井町では統合型と個別型との違いがある。

：比較しようがないというのが実際のところ。見積もりを取っても、メーカーによっても町が求めているレベルによっても概算を出すのが難しいというなかで他市町村と比べるとなると規模も違うので難しい。大枠での参考の実績として欲しい。

地番図の修正なども規模が違う。開成町だと年間 75 万円だが、大井町では一括で契約しているようだ。

統合型ＧＩＳを導入した時のデメリットだが、個別と統合型を比較した場合、初期投資の費用が高いということのみ。使い方の問題の中ではデメリットはない。

：資料１の２ページについて説明が欲しい。

：各メーカーのイメージ図になるが、左のところが、個別のＧＩＳを運用している形になるが、個別のＧＩＳが他の必要なＧＩＳのデータを引っ張ってきている状況。

右側は、ＤＢというのが今回整備しようとしている統合型ＧＩＳで、共用空間データの整備といい、真ん中の核が、どんな形式で図面を作るかという定義を定め、各課から出来上がってきた図面を共有する。同じメーカーであれば派生した形でプラスアルファで簡単に連携できる。

今、ある個別のＧＩＳを残すこともできる。そのもの自体は真ん中のデータから連携することは可能だが、全ての機能が使えるかというのはそうでもない。できればメーカーは揃えた方が良いが、統合型を導入したからと言って、個別を止めなければいけないかと個別に判断が必要。

：左側は個別で流用できるが、右側だと統合するにはすべてデータを整備しなければいけないということか？どちらを目指しているのか？

：先ほど左側の説明をしたのは、ＧＩＳのイメージを説明したかった。目指していくのは右側。

：基図の説明のなかで地籍調査や境界査定がなかったが、それは公図について反映されているということと理解したが、概算費用で新規の取り込みをしていないというのは単に経費の積算上の話であって、随時入れていくといった考え方はあるのか？

：ワーキングの中で、最初に全部の図面を作っていくと、この費用では収まらないし必要な図面も分からないのでワーキングの中で話し合って決めていきたい。今、考えているのは、最低限、現況図のなかで、歪めた公図もあれば地積測量図やほ場整備の正確の図面もあったりとかそういったもののベースを作る。

：基図の説明の中には地籍図は言ってなかったが、反映しているということか。地籍などは随時更新していくのか？

：現状地番図は紙で管理している。それを毎年更新している。電子化されたからといって、倍になったり半分になったりとかはない。多少上がることは考えられる。やることは変わらない。

：職員が加除修正はできるのか？

：システムによっては出来るものもある。ただ、一長一短あって、職員がやってすぐに反映できるが精度が保てるのかということもある。

：開発を含めて土地は動くもので、１月１日時点で課税客体は整理されるものでその時点で整備されていなければおかしな話になるので、まとめて委託するのか、適宜異動のたびに職員が修正するのか？

：想定しているのは、現状と変わらない方法。業者委託で４月１日には、１月１日現在の状況を反映させている。精度を保つためにも同じ方法を考えている。

：業者委託でなくても職員でもできるのか？

：選んだＧＩＳによる。全部できるのかというとそうではない。そういうところに強いメーカーならできる。

：そこが重要であって、そこはワーキングでやるにしても、最大やった場合でのコストも出して欲しい。後から、こんなにかかりましたでは困る。

：概算金額で言うと、今、固定資産で毎年更新している金額は変わらない。

道路台帳であれば、電子化するのに見積もりを取らなくてはいけないが、まだ取っていない。

：方針決定の判断ができるような最大限の予算を示して欲しい。どこまでやるかというのは整えてほしい。

：金額の部分もあるが、長年検討してきたことで、入れることで各課の業務が軽減されるとか効率化されるというのは明らかだが、なかなか予算の都合でできなかったというのもある。提案をきっかけに入れていこうというのは構わないと思う。どこまでの範囲でやるのかというのはワーキングの中で整理して欲しい。ベーシックな形で導入するのかフル装備で導入するのか。将来的には住民がインターネットを使って活用できるということまで含めて詰めていってもらいたい。他の自治体の聞き取りをした中で、業務量が増大しただとか、今までは台帳によるデータ管理で、精度には限界があったが、デジタル化することで細かなところまで厳密に見ることになる。課税上の精度も上がり、公正さは上がることは理解できるが、作業として、今までとの錯誤とかが一方では出てくるのではないか？そういったもののボリュームは一体どれくらいあるのか？
今までの課税とこれによる税金が増えるなどといったことも考えられるわけで覚悟が必要。

：家屋で言えば増える要素の方が多いのでは？

：一概には言えないが、業者に聞いたところ、電子化されて精査した場合凡そ１％から２％くらい誤りが見つかるという。すぐに直すのかというと、評価替えの時に徐々に直すという。

：現状として統合型は大井町だけなのか？上下水道課は、こうそくがやっているが、他町はパスコである。異なった業者で統合する場合の費用というのはみていないのか？

：見ていないが、こうそくの保存形式が分からないので、標準化されているのか分からない。都計図や白図は法的に決まっているので独自の要素はない。

：農地状況などもあるが、独自のシステムなのでどこまで入れるのかという話だが統合すべきだとは思うが一遍には無理。

：何年度になにをやるという導入スキームを検討してもらって最終系をどこまで捉えるのかということ。今やカーナビなどが当たり前で行政機能として対応できないというのは落ち度と言えば落ち度。ワーキングをどこの担当を入れるのかとか事務局は税窓で良いのか？

：多課に跨るということや電算が関係することからそういった部門でまとめてもらえると助かる。

：詳しいところで税窓に仕切ってもらいたい。

：現在単独でＧＩＳを使っているのはあるのか？

：都市計画図と上下水道台帳、財務課の地籍調査は微妙。道路台帳は画像で持っているだけ。
：これだけ活用できるが、どこまでやるのかによって金が違ってくる。そこは各課の希望を聞いていく訳でワーキングでやって欲しい。
来年度の 700 万円というのは、単独でも必要なのか？
：これは今後ＧＩＳを導入していくための準備のための費用
：他町で活用している例はあるのか？
：どこの市かというのは分からない。
：公図は地籍が終わっているところは良いが、二重投資にならないかが気になる。担当課は住民に対応するのは上下水や財務なのでそういうところの方が良い気がする。大井町は企画か？
：起ち上げは税の部門で現在は企画。
：事務局は税窓でサブに電算担当に入ってもらってもよい。究極は積極的課税か消極的課税かというのがある。現在でも一筆の中で駐車場や畑は申請主義としている。

導入の方向は了解。ワーキングの事務局は税窓とし、その中で方向性等を検討していくこととした。

２．アクションプランについて
資料に基づき説明

：381 ヘクタールは変えないということだが、参考資料の２の金井島や上島は入っていないと思うが。もっと増やすという意味か？
：アクションプランを作る中で、計画エリアと全体計画の外にあるエリアをすべてコスト的に公共下水でやってよいか合併浄化槽でやった方が良いかということを検討しなくてはいけない。全体計画から外れている地区も検討エリアとして検討する必要がある。
：まず、381 ヘクタールを変えるかどうかということか？金井島１＋２というのはなぜ足すのか？
：金井島２の誤り。訂正する。
：参考資料の１と２を見ると、飛び地になってしまっているから、381 ヘクタールは変えないでいきたいということだと思うが、逆に減らすことは考えていないのか？過去には牛島を減らしたこともある。
：平成 19 年に、南部地区は市街化調整区域の中で集中した農地は外している。

農地の部分を外している。宮台１・２は最初から外している。

：北部２の横農免で設定しているのか？

：北部の調整区域については既に一部整備を進めている所がある。事業認可を貰っているので、エリアから外すことは難しい。地形地物で分けるという考えから道路で分けている。事業認可を貰った区域を今後 10 年で整備をしないというのはなかなか説明ができない。

：235 号線の北部を進めるというのは、整備が進んでいるとはいえ、区画整理はもうできないだろうという考え方なのか？

：区画整理をするにも、時期が 20 年以上先と思われることから、235 号線の北側では県道を中心に入っている。一部は開発で住宅地になった所、単独で区画整理で進めたところがあるので、そういった所を優先的に整備していければと考えている。

：そこはポイントだと思う。都市マスや総合計画などの上位計画との整合をどういうふうに捉えて扱うのか。基盤整備を予定している、今回の線引きで保留設定をしているエリアがあるわけで、そこを先行してアクションプランの中で下水を整備するというのは、逆に基盤整備が進まないという状況を生むことになる。個人開発で良いということになる。その辺の調整をどのように考えるのかということが大きいポイントだと思う。先行してやるのか、以後抱えている基盤整備に合わせてやっていくのかということ。

下水道を整備すれば区画整理はできなくなる。

：基本的に南部は開発に合わせてインフラも整備していくよというスタンスだと思うが、北部２は事業認可を取っていないが、ほ場整備は８割くらい農地としての基盤整備が終わっている。残りの２割はやりようがないが、集落も都市計画上も変わらない。土地利用的にもこれが変化していく要素はあまりない。

将来的に仮に市街化になったとしても、ほ場整備で基盤整備されているから、二重投資的なリスクが少ないと思う。南部は土地開発と並行して進めていくとして、北部２を進めていくスタンスもあるのでは？もちろん河原町は優先的に進めなければいけない。

：平成８年、19 年に事業認可区域の拡大をしている。牛島地区の既存住宅の整備を進めていきたいという考えがあったなかで、町道 230－２号線、235 号線の認可をしている。

：南部の中で、開成幼稚園や白鷗医院を迎えに行こうとして認可を取ったが、その時もそういう議論があったが、後々区画整理をしていこうとする区域はよろしくないとして止めた経緯がある。

：現行の都市マスで、将来的に考えているのは南部第２と第３があって、第３は全体区域にも入っていない。もう一つはフレームを取っているビレッジの話。

：超将来の話をしている訳で、都市計画上の基盤整備の方が全然遅いという話になる。計画通りやれば良いという話。順番が本末転倒になってしまう。
：都市マス上区画整理を計画しているエリアに関しては整備を抑制する考えはある。南部第２、第３については、事業認可を拡大する考えはない。
：そうなると、下水道としては、南部第２、第３で開成町は終わりというスタンスなのか？それは 20 年 30 年先のスパンがあるというスタンスなのか？
：制限的ではあっても、既存で集落が密集している区域については、現在の認可に沿って入れていこうというもの。駅前通り線や南部第２は、区画整理で入れていくという考え。
：10 年間国の補助金が付く間にどこを優先的にやっていくのかという視点で詰めていって良いと思う。牛島の 235 号線沿道などは一朝一夕に区画整理はできない。今までも反対があった。その中で南部の区域が決まっている。既存集落を環境的にどうやって良くしていくかということは、調整区域でも地区計画を定めていけばできる。そういう手法を投じた中で、区画整理ありき、開発ありきという手法は考えずに手を打ってい行くということはある。優先的に下水道整備をしていくのかということを町全体の中で説明していかなければならない。
10 年間に補助金が付くよと、その後は単独事業になるということか？
：今現在は国の考えはそう。県の方からは、どう変わるかはまだ分からないと言われている。全国的に未整備地区の町村がかなりあり、そういった地域の声が強くなっていると聞いている。
：アクションプランを定め、10 年というスパンを定め、概成を作っていきなさいよと国は舵を切っている。その法案が平成 26 年にできたと。線引きがその後に決まっており、整開保を平成 28 年度に県に認めてもらっている。町としても整開保の中で下水をどうするか言っているのか？街づくりと調整はしているのか？
：細かいエリアは決めていないが、381 ヘクタールの整備区域は変えないこととしている。
：県と調整している時は、今までの町の下水道計画で行っており、アクションプランの話を聞かれたか分からないが、認識されていない話なのかなと思う。
関心のある人は、意見として出している。
どうして、町は 10 年間でこのエリアを整備するのか、明快に説明できるようにして欲しい。
：高台病院はどのような扱いか？
：区域外流入を考えている。開発の事前相談の段階なので、整備された段階で計画に取り込む。
：アクションプランの中で言っている区域を 10 年間で整備した場合の整備率はど

れくらいになるのか？
：それは出していない。
：アクションプランだから、そういった答えは求められるのではないか？
全協でもそういった質問は出る。
：アクションプランが、10 年間でこれだけやればこれだけ整備率が上がりますから開成町はこれで行きますというものではないのか？肝の部分だと思う。
だから作れと言っているのだと思う。進捗率が好ましくない所は上げろよ、ということ。
：都市計画事業そのものが国としても道路にして下水道にしても遅々として進まない状況がエリアによってはある。それを全国的に推し進めるための念押しのためのことだと思う。10 年間というスパンを切って進めると、それ以降は金を出さないと。都計道の見直しなんかもそういう一端だと思う。何年も計画決定されているが整備できていないものなどは見直しなさいよというのが何年か前にあった。計画ベースのボリュームと整備ベースのボリュームというのがそぐわないというのは国の見方としてある。都市計画決定されたものを全部やるとなると国だって相当の金がかかる。いい加減時限を切ってやるしかないと舵を切ったものだと思う。
どこを優先して整備していくというのはこれで良いと思う。南部の考え方は、これから一般保留してある所はまた保留の継続をしていくのかという町の考え方、既存の整備した駅周辺の区画整理事業を拡大していくという中で、保留設定している新市街地の候補地を５年間の中でどれだけ組織づくりして基盤整備の動きをしていくということが求められるわけだが、その期間で何の動きもなければ保留設定も流れてしまう。そのことと、下水道整備することによる基盤整備への意欲の低下という相反することをどうするのかという問題もある。
ＤＩＤ入っている調整区域を優先的にやっていくという考えもある。
調整区域の既存集落を良好な市街地に準じたように環境整備していくということなら地区計画を定めたりしながら下水道整備をしていくということはあり得る。
：南部の調整区域についてはそういった発想になろうかと思う。
：アクションプランも全体計画の中で 10 年間でここをやるという表現をした方が良いと思う。
：10 年間で南部の調整区域までできるのか？
：実態としては河原町がぬけない。金もかかる。
：上下水道課でもどういう整備をするのかということを検討している。ポンプアップや道路の深いところに入れていく方法もあるがそれぞれ一長一短ある。
ポンプアップは初期投資は安いが維持管理がかかる。道路に入れると推進工法

法になるが、初期投資はかかるが維持管理はかからない。
: 深い所を掘っていけばポンプアップしなくても大丈夫ということか？
: 大丈夫。町道 201 号線等には深い位置での下水道管が入っている。
: それには、時間と金がかかるということ。
: 描いた絵は分かるが、どこまでできるのかということ。算盤をはじいていくとある程度見えてくる。
: 町として整備率をどうするのかということと、国の認可の方から整備率の目標がこれくらいなら良いよということから逆算すると、実際には河原町だけで 10 年かかるかもしれないが、それだけでは整備率が追っつかないから、ポーズでも当て込んでいかないといけないということなら分かる。
: 事業認可エリアの取り扱いそのものが 10 年後にどうなっているのか分からない。今まで認可を定めるだとか区域を定めるというのは補助金をもらうためにやっていたわけである。
: 事業認可拡大の考え方は、認可をもらったエリアの 70%以上の整備がされていれば良いというもの、都計道や区画整理は考慮してもらえるというのはある。
: 付け替えはできないのか？
: 開成町で事業が停滞している所は区画整理や都計道、広域的農地である。
: 62.4 ヘクタールで認可を取ったのは、市街化区域であるということで仕方なかったのかもしれないが間違っていたかもしれない。
: 町としての駅周辺の市街化区域拡大という、今の認可する側としては不思議でならないと言われる。当然、事業の目途だとかそういうものが明らかな状態で認可を拡大することは認められるが、駅が出来て、駅周辺の開発を区画整理で進めるよとして県も認めたが、半分しかできていない。未整備区域をどうするのかということは再三問われている。極端に言えば逆線引きしなさいといわれるかも言われるかもしれない。
: 今回でも逆線引きの話は出ている。
: 河原町の優先性というのは前から町民集会でも質問が出ていた。その時は 30 年後というような話だった。
: 町道 119 号線だけ河川区域というのがある。横断や縦断占用という話がある。
: 県も縦断はＯＫだという考えが変わってきたので河原町の優先度が上がった。
: 全体的な整備率もあるので、こういうスタンスになる。現在、やらなければいけない区域を最優先して、アクションプランとしてはこういう形にしておかないと格好がつかない。
: 山北開成の沿道も 10 年以内にできるかというとそうではない。
: 既存市街化区域の中で島のように未整備区域があって、町が勝手に優先区域を決めるのは良いが、そこに生活している人たちも市街化区域並みの税金を納め

ている。そうすると、納税者目線になると、何でここが整備してくれないのかと言われると何とも言えない。負担と受益の関係を押さえていかないと説明が苦しい。下水と浄化槽では土地の売買にも影響する。

：市街化区域の未整備区域で既存住宅は河原町と吉田神社周辺地区くらいで後は広域的な農地で、そういった地域を進めていけば市街化区域の中の区画整理区域以外ではほぼ終わる。後は神奈川日産の北側は河川区域の関係で整備されていない。区画整理区域内の駅前では、駐車場と交番予定地があって、下水道の接続は可能。

：山北開成小田原線が供用開始されていて、そこを下水道の整備をすると減歩無しでインフラが整備されることになる。公共性という説明の中で南部をやってきた経緯はある。

アクションプランについて方向性は了承、資料等については、本日出た意見等を反映し修正することとした。